コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月18日
株式会社GROWTH VERSE
代表取締役会長 兼 CTO　南野 充則
代表取締役社長 兼 CEO　渡部 知博
問合せ先：　コーポレート部　取締役 CFO 諸冨圭輔
03-5956-3426

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業理念に基づき、株主の権利を尊重し、コンプライアンスの徹底と経営の健全性・透明性の確保を基本方針としております。同時に、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。
当社は、AI Agent企業として特有の技術革新のスピードと、M&Aによるグループの拡大（Zero事業、ミセシル事業、電話放送局のグループイン等）に対応するため、以下の点に重点を置いてガバナンス体制を運用してまいります。
１．監査役の独立性の確保と連携の強化：監査役会が業務執行から独立した立場で十分な監査・監督機能を果たせるよう、社外監査役を含む体制を整備し、内部監査室、会計監査人との三様監査の連携を密接に行います。
２．迅速な意思決定と適正な執行：取締役会を業務執行の最高意思決定機関とし、定期的かつ機動的に開催することで、市場環境の変化に迅速に対応できる体制を維持します。また、職務権限規程に基づき、適正な権限委譲を行います。
３．リスク管理体制の強化：特にAI事業における情報セキュリティ及びデータプライバシーに関するリスク、M&A後のグループ統制に関するリスクに対し、経営トップを含む全社的な管理体制を整備します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。
コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉村英毅・ミダスC有限責任事業組合	1,580,108	28.48
ミダスキャピタルGVファンド有限責任事業組合	625,494	11.27
ＫＵＲＯＫＡＷＡ　ＺＡＡＧ有限責任事業組合	563,847	10.16
ミダス第２号投資事業有限責任組合	375,898	6.77
森 正行	277,427	5.00
丹羽トラスト株式会社	226,875	4.09
株式会社ipoca	225,678	4.07
BIPROGY株式会社	166,666	3.00
NBジャパン・アセンダント・クロスオーバー株式ファンド１号投資事業有限責任組合	166,666	3.00
株式会社NM	151,515	2.73

支配株主（親会社を除く）名	―

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

上記大株主の状況は、所有株式数から新株予約権による潜在株式数を除外し、発行済株式総数5,548,578株に対する割合を記載したものです。

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	９月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配株主が存在しないため、該当事項はありません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の筆頭株主である吉村英毅・ミダスＣ有限責任事業組合（議決権比率28.48%）並びに主要株主であるミダスキャピタルGVファンド有限責任事業組合（同11.27%）及びＫＵＲＯＫＡＷＡ　ＺＡＡＧ有限責任事業組合（同 10.16%）を含む７組合は、株式会社ミダスキャピタルが運営又は関与する組合（以下「ミダス関連株主」といいます。）であり、当社の議決権の 58.31%を保有しております。このうち、吉村英毅・ミダス Ｃ 有限責任事業組合及びミダス第２号投資事業有限責任組合の議決権の行使は、株式会社ミダスキャピタルの代表取締役である吉村英毅氏が決定し得るものですが、その合計は 35.25%であり、当社に親会社及び支配株主はおりません。その他のミダス関連株主の議決権の行使は、各組合の組合契約に基づく決定者が決定しております。株式会社ミダスキャピタルにおいては、ミダス企業群（株式会社ミダスキャピタル、同社及びその関係会社が組成したファンド並びに当該ファンドを通じた投資先事業会社の総称）全体に適用されるガバナンス原則が定められており、各社間の営業取引、資本取引、人的交流について規則を設け、モニタリングが実施されております。 当社グループは、ミダス企業群とは独立した企業として独自のガバナンス体制を構築しており、ミダス企業群との取引等を行う場合には、取締役会においてその必要性・合理性を慎重に審議し、少数株主の利益を損なわないよう厳格に管理しております。ミダス企業群に属する企業との営業取引は、独立第三者との取引価額と同等の経済条件で実施することとしております。また、当社グループは現在、ミダス企業群から融資、債務保証及び担保の提供を受けておらず（従前受けていた債務保証及び担保の提供は2026年９月に全て解除されております）、当社の取締役及び監査役に、他のミダス企業群及び株式会社ミダスキャピタルとの兼務を行っている者はおりません。なお、当社に親会社及び上場子会社はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加山　博規	他の会社の出身者								○			

古森 茂幹	他の会社の出身者								○			

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加山 博規	○	当社グループは、同氏が所属するグーグル合同会社から広告サービスの提供を、同社と同一の企業グループに属するグーグル・クラウド・ジャパン合同会社及びGoogle Asia Pacific Pte. Ltd.からクラウドサービス等の提供を受けております（上表h・現在該当）。その額は同一の企業グループとの取引を合算して2025年９月期で約10.２百万円であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める主要な取引先には該当いたしません。当該取引はいずれも一般的な取引条件に基づく役務取引であって、同氏が直接の利害関係を有するものではありません。	アマゾンジャパン合同会社やグーグル合同会社等での事業開発および先端技術領域の高度な知見を有しており、当社のAI活用と経営監督の両面における助言・監督を期待して選任しております。なお、当社グループは、同氏の所属するグーグル合同会社及び同社と同一の企業グループに属する法人から役務の提供を受けておりますが、上表hの補足説明に記載のとおり、当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める主要な取引先には該当せず、同氏個人と当社との間に人的関係及び資本的関係はありません。また、同氏は当社の新株予約権5,000個（普通株式5,000株）を保有しておりますが、同基準上、直ちに独立性を否定する事由とはならないものとしております。以上より、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
古森 茂幹	○	同氏は、2015年４月から2025年１月まで株式会社セールスフォース・ドットコム（現・株式会社セールスフォース・ジャパン）に在籍し、取締役副社長及び取締役副会長を務めておりました（上表h・過去該当）。当社グループは同社及び同社と同一の企業グループに属するSlack	日本ヒューレット・パッカード株式会社代表取締役副社長執行役員や株式会社セールスフォース・ドットコム（現・株式会社セールスフォース・ジャパン）取締役副会長等を歴任し、グローバルIT企業で

		Technologies Limited から SaaS 利用に係る役務の提供を受けておりますが、その額は 2025 年９月期で約 7.9 百万円であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める主要な取引先には該当いたしません。なお、同氏が現に業務執行者を務める株式会社 KRM 及び株式会社 THEMIX Green 並びに 2026 年７月まで業務執行者を務めていた Nauto Japan 合同会社と当社グループとの取引はなく、同じく現に業務執行者を務める株式会社ナレッジワーク（上表 h・現在該当）との取引は僅少（2025 年９月期 60 千円）であり、Sansan 株式会社及びテックタッチ株式会社については、同氏はいずれも社外取締役（非業務執行）であり、当社グループの取引先の業務執行者には該当いたしません。	の豊富な経営経験と専門知識を有しており、当社の経営全般への適切な助言・監督を期待して選任しております。なお、当社グループは同氏の過去の在籍先である株式会社セールスフォース・ジャパン及び同社と同一の企業グループに属する会社と取引がありますが、上表 h の補足説明に記載のとおり、当社の「社外役員の独立性判断基準」に定める主要な取引先には該当せず、同氏個人と当社との間に人的関係及び資本的関係はありません。また、同氏は当社の新株予約権 5,000 個（普通株式 5,000 株）を保有しておりますが、同基準上、直ちに独立性を否定する事由とはならないものとしております。以上より、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室及び会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、監査計画や監査結果の共有、課題・改善事項等の情報共有及び意見交換を行い、相互に連携して効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要会議やリスク・コンプライアンス委員会に出席し、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な子会社に対する往査、執行役員等との意見交換等により業務執行の状況を確認しております。内部監査室は、監査結果を代表取締役社長のみならず監査役に対しても直接報告する体制を構築・運用しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金山 杏佑子	その他													

伊藤 光茂	他の会社の出身者												
坂元 英峰	弁護士												

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.上場会社の親会社の監査役
e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金山　杏佑子	○	―	金融機関・法律事務所での実務経験に加え、社会保険労務士としての専門知見を有しており、当社のガバナンスおよび労務コンプライアンス体制の強化を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
伊藤 光茂	○	―	複数社での CFO 歴任など、財務戦略および経営管理における豊富な経験と税理士資格を持ち高度な専門知識を有しており、財務面での監査とコンプライアンス体制の強化を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
坂元 英峰	○	―	弁護士・税理士としての専門知識に加え、複数上場企業での社外役員実績を有しており、法務・税務・内部統制の観点からの実効性ある監査を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	５名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定する方針としております。また、当社は、東京証券取引所の独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性判断基準」を2026年10月15日開催の取締役会決議により制定しており、同基準に基づき社外役員の独立性を確認しております。　当社の「社外役員の独立性判断基準」において「主要な取引先」とは、算定対象期間において、その者の年間連結売上高の２％又は１億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた者、及び当社グループの年間連結売上収益の２％以上の支払いを当社グループに対して行った者をいい、「主要な借入先」とは、算定対象期間の末日において当社グループの連結資産合計の２％以上の額を当社グループに融資している者をいいます。算定対象期間は、直近事業年度である2025年９月期（2024年10月１日から2025年９月30日まで）であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

各新株予約権の行使価額、行使期間等の詳細は「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部 第４ １(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2025年９月期における役員区分ごとの報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）45,999千円（対象３名）、社外役員13,400千円（対象７名。2024年12月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名及び社外監査役１名を含む）であり、いずれも固定報酬であります。連結報酬等の総額が１億円以上である者は存在しません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額（2025年６月24日開催の臨時株主総会決議：取締役　年額１億2,000万円以内、監査役　年額1,800万円以内）の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、役員規程に基づき、取締役会決議による委任を受けた代表取締役２名（代表取締役会長兼CTO及び代表取締役社長兼CEO）が、各取締役の職務内容、実績、成果等を総合的に勘案して決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。当社の金銭報酬は固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬等は採用しておりません。このほか、取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を付与しております。なお、会社法第361条第７項に基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につきましては、2026年11月16日開催の取締役会において決議しており、2027年９月期に係る報酬から適用予定です。同方針では、取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能し、各取締役の役割及び職責に見合った水準とすることを基本方針としております。基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責及び担当領域に応じ、当社の業績、従業員の給与水準及び同規模の他社の水準等を総合的に勘案して決定いたします。また、中長期的な企業価値の向上へのインセンティブとして、株主総会の決議の範囲内でストック・オプションを付与することがあり、業績連動報酬等は採用しておりません。報酬は基本報酬を中心とし、ストック・オプションは中長期インセンティブとして補完的に位置づけております。各取締役の基本報酬の額は、社外取締役及び社外監査役の意見を聴取したうえで、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定し、ストック・オプションの個人別の付与個数も取締役会の決議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事務局であるコーポレート部より、社外取締役及び社外監査役に対し原則として事前に議案資料を配布し、十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役へのサポートは常勤監査役が担っており、常勤監査役は経営会議等の重要会議及びリスク・コンプライアンス委員会への出席を通じて得た情報を、監査役会において非常勤の社外監査役と共有しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

ａ．取締役会：取締役会は、南野充則（議長・代表取締役会長兼CTO）、渡部知博（代表取締役社長兼CEO）、諸冨圭輔（取締役 CFO）、加山博規（社外取締役）、古森茂幹（社外取締役）の計５名で構成されており、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務を監督する機関として、月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
ｂ．監査役会：監査役会は、金山杏佑子（議長・常勤監査役）、伊藤光茂（非常勤監査役）、坂元英峰（非常勤監査役）の計３名（全員社外監査役）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関する十分な監視機能を果たすとともに、原則として月１回監査役会を開催し、取締役の職務執行状況等について協議を行っております。
ｃ．会計監査人：会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査を委託しております。
ｄ．内部監査室：他の機関から独立した内部監査室（内部監査室長１名）を設置し、関係会社も含めた監査を実施しております。監査結果は代表取締役及び監査役に報告するとともに、改善指示を各部門に周知し、そのフォローアップに努めております。
ｅ．リスク・コンプライアンス委員会：コーポレート部門統括責任者である諸冨圭輔を議長とし、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、内部監査室長、各事業部長（子会社を含む）で構成され、原則として四半期に１回以上定期的に開催し、当社グループの全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題について協議・決定を行い、必要に応じて取締役会へ報告しております。
ｆ．経営会議：代表取締役社長兼 CEO 渡部知博を議長とし、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員（CPO・CSO）で構成され（構成員から指名を受けた部門長も出席）、原則として毎週１回開催し、取締役会の決定に基づく経営に係る重要事項の協議、取締役会付議事項の事前協議並びに当社グループ全体の目標及び計画の進捗管理を行っております。
ｇ．責任限定契約の内容の概要：当社は、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。また、日常的に業務を監視する機関として、内部監査室及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しています。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した	当社は９月決算であり、定款の定めにより定時株主総会を毎年 12 月に開催する

株主総会の設定	ため、いわゆる株主総会集中日を回避した開催となっております。
電磁的方法による議決権の行使	上場後は電磁的方法による議決権行使を可能とする環境の整備を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上場後は環境の整備を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株式保有比率10%未満のため当面予定なしの想定をしております。
その他	株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等に記載すべき事項に係る情報を、法務省令の定めに従いインターネットを利用する方法で開示することができる旨を定款に定めております。
実施していない	―

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上にIRページを設け、ディスクロージャーポリシーを掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて適時に開催する予定です。	―
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催をする予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家とは個別に面談する機会を設ける予定です。	あり
IR資料をホームページ掲載	TDnetにより開示した適時開示資料は、開示後速やかに当社ホームページに掲載する予定です。決算短信、決算説明資料等のIR資料についても当社ホームページに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部が担当しております（情報取扱責任者：取締役CFO 諸冨圭輔）。	
その他	―	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」を制定し、法令・定款の遵守とあわせて全社に周知・徹底するとともに、「適時開示マニュアル」において、株主・投資家に対し適時適切な会社情報の提供を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、人的資本の強化（柔軟な働き方の整備、従業員のスキル開発支援等）、AI倫理・品質管理への取組み、ISMS認証基準に則った情報管理体制の徹底等、サステナビリティに関する取組みを推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対する適時・適切かつ公平な情報提供が重要であると認識しております。法令及び取引所規則に基づく開示はもとより、当社ウェブサイトや決算説明会等を通じて、積極的な情報開示を行う方針です。
その他	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の効率化を図るとともに経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めていくことが長期的に企業価値向上につながるという考えのもと、内部統制システムに関する基本方針を2025 年９月 18 日開催の取締役会において決議し、2026 年 11 月 16 日開催の取締役会において改定しております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：「コンプライアンス規程」を制定し全社に周知・徹底するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたっております。コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催するほか、「内部通報規程」に基づき、社内及び社外に通報窓口を設置した内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者を特定させる事項の秘密を保持し、通報を理由とする不利益な取扱いを禁止しております。監査役は公正不偏な立場から取締役の職務執行を監査し、内部監査室は法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行っております。また、監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を取締役会に報告し、会社法第 385 条に定める場合には当該行為の差止めを請求することとしております。加えて、組織全体において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求を断固として排除するとともに、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努めております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を適切に保存及び管理し、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとしております。また、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ規則」を定め、情報資産の適切な維持及び管理を図るとともに、個人情報については「個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱っております。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制：「リスク管理規程」を制定し、事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図るとともに、危機発生時には緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処することとしております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図っております。取締役会は毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

５．当社及びその子会社若しくは関連会社（以下「子会社等」）からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制：「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の事業運営に関する重要な事項について当社の承認及び報告を求めるとともに、子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の運営が法令、定款、諸規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を行っております。また、子会社等に対し、その事業内容及び規模に応じたリスク管理体制の整備を求め、重要なリスクについては当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告させるとともに、子会社等の経営計画及び予算を当社と連携して策定させること等により、子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

６．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項：監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ必要な使用人の配置等を行い、当該使用人の任命、異動、評価及び懲戒については監査役会の同意を得て行うとともに、当該使用人は監査役の職務の補助に関して監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を確保することとしております。

７．監査役への報告に関する体制：監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見した場合には速やかに監査役に報告することとしております。子会社の取締役、監査役及び使用人等も、法令に違反する事実、子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとしております。内部通報制度による通報状況及びその内容についても監査役に報告する体制を整備しております。

８．監査役への報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し解雇を含む懲戒処分その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知・徹底しております。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針：監査役の職務の執行に必要な費用の前払等の請求があった場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとし、監査役が独自の外部専門家を求めた場合の費用も同様に負担いたします。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制：監査役会には社外監査役を含め、公正性・透明性を確保するとともに、監査役は代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互連携を図っております。
11．財務報告の信頼性を確保するための体制：代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備・運用し　ております。また、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行っております。財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保しております。なお、財務報告に係る内部統制の評価担当者は適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには被監査部署に是正・改善を求めております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）
当社グループは、組織全体において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては断固として排除することを基本方針としており、内部統制システムに関する基本方針においてもその旨を定めております。具体的には、以下の方針に基づき対応することとしております。
（１）反社会的勢力に対しては、組織として対応を図るとともに、役職員の安全を確保する。
（２）反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して対応する。
（３）反社会的勢力との間で、取引を含めた一切の関係を遮断する。
（４）有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
（５）反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。
（整備状況）
対応統括部署をコーポレート部とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、同部が統括して警察・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ対応する体制としております。新規取引先については、取引開始前に反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、契約書等に暴力団排除条項を設けております。また、当社が発行する新株予約権については、新株予約権者が反社会的勢力等に該当すること又はこれらと何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合、当社が当該新株予約権の全部を無償で取得できる旨の取得条項を定めております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

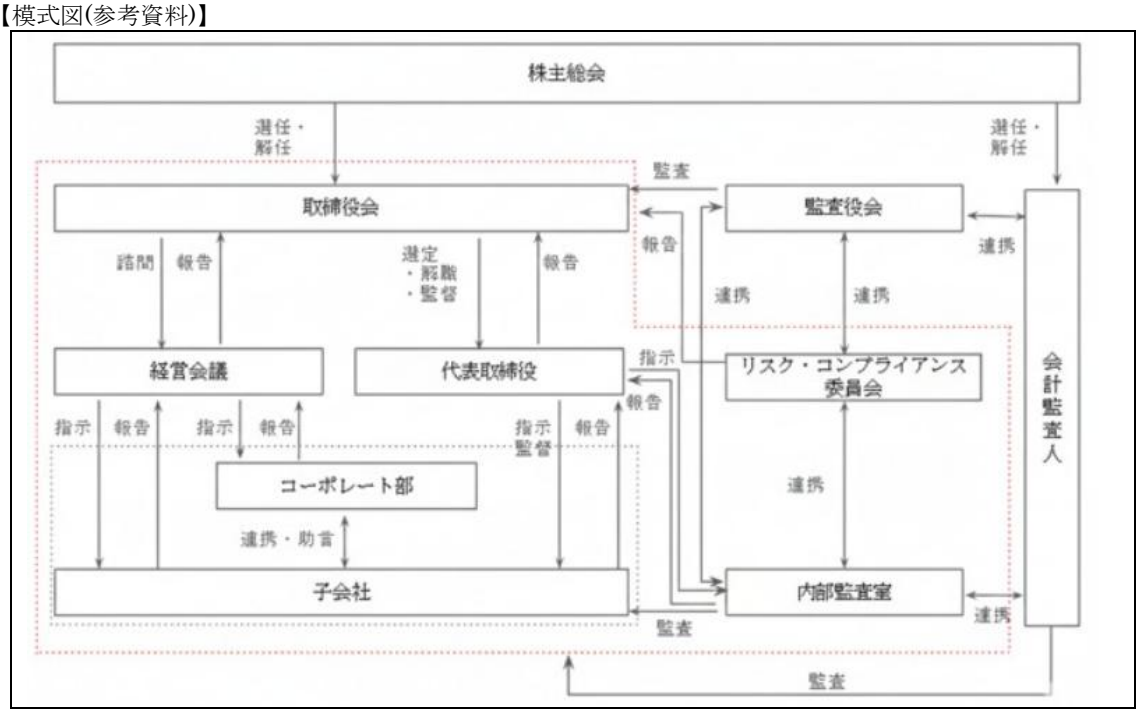
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）
当社は、株式会社東京証券取引所の定める適時開示制度を遵守し、株主・投資家に対して適時適切な会社情報を提供するため、「適時開示マニュアル」を制定し、以下の体制を整備しております。
１．情報の収集・管理体制：情報取扱責任者を取締役 CFO 諸冨圭輔とし、担当部門をコーポレート部としております。各主管部門の部門長及びグループ会社の社長は、内部情報管理者として、重要事実が発生した場合には速やかに情報取扱責任者へ報告する体制とし、連結子会社を含むグループ全体の会社情報を集約しております。
２．決定事実に関する情報の開示：情報取扱責任者及び担当部門は、取締役会に付議される重要事案について適時開示事項への該当性を検討し、該当すると判断された場合には、情報取扱責任者がコーポレート部へ開示資料の作成を指示します。情報取扱責任者が当該資料を確認のうえ取締役会へ付議し、取締役会の決議による承認を得た後、速やかに TDnet（適時開示情報伝達システム）への登録・開示を行い、開示を確認した後に当社ホームページにも掲載いたします。
３．発生事実に関する情報の開示：各主管部門の部門長は、重要事実が発生した場合、速やかに情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は、代表取締役その他代表取締役の指名する関係者を招集して発生事実の確認及び適時開示の必要性の検討を行い、代表取締役の承認後、速やかに開示資料を

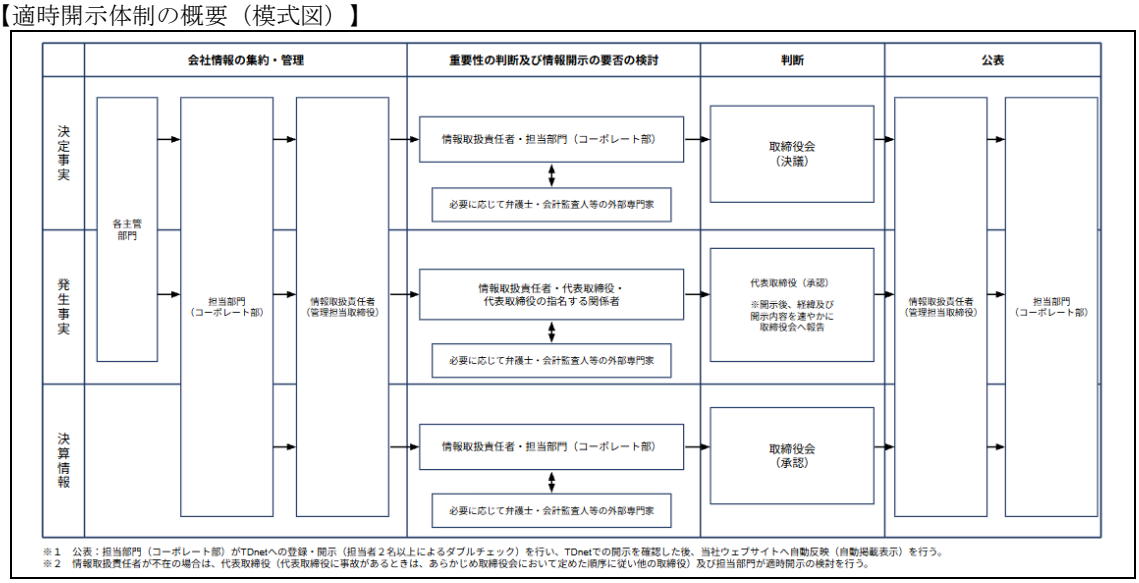
作成のうえ、上記２．と同様の手順で TDnet への登録・開示及び当社ホームページへの掲載を行います。
４．決算に関する情報の開示：月次決算を毎月実施し、業績見通しを作成のうえ実績値と公表値との比較を行い、業績修正に係る適時開示の要否を確認し、定例取締役会へ報告する体制としております。四半期・年度決算については、担当部門が決算開示書類（決算短信）を作成して取締役会に提出し、取締役会の承認決議後に開示いたします。
５．開示の適正性確保のための取組み：適時開示の要否の判断、開示資料の作成及び開示項目漏れのチェックにあたっては、東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」を参照するとともに、必要に応じて弁護士及び会計監査人等の助言を受けることとしております。また、TDnet への登録の際には必ず２名以上の担当者で確認を行う体制としております。

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上